



2025/01/27 15:24 現在の情報です。

東京都文京区本郷三丁目3番7号東京ビル6F
株式会社WPTエンジニアリング

会社法人等番号	0100-01-151803	
商号	株式会社WPTエンジニアリング	
本店	東京都文京区小石川三丁目1番24号	平成28年 2月 1日移転 令和 1年10月28日登記
	東京都文京区本郷三丁目3番7号東京ビル6F	令和 4年10月 1日移転 令和 4年12月16日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成25年2月15日	
目的	1 環境技術に関する調査、研究 2 企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携の斡旋並びに仲介 3 計量・計測・制御機器、電気・電子・通信機械器具、自動機器の製作・販売並びに据付 4 各種建設用部材並びに物流資材、家具の開発及び製造並びに販売 5 合成樹脂その他化学合成物製品の製造、加工並びに販売 6 各種環境装置並びに各種プラントの設計、製作、監理、施工及び請負 7 土木建築工事及び住宅、建築構造物の設計、製作、監理、施工、販売並びに請負 8 有価証券の取得、投資、保有及び運用 9 不動産の売買、賃貸借、監理並びに宅地造成 10 動産のリース、レンタル及びその仲介 11 前各号に関するコンサルタント業務 12 前各号に付関連する一切の業務	
発行可能株式総数	200株	
	220株	令和 1年12月 8日変更 令和 5年11月 6日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
	発行済株式の総数 80株 各種の株式の数 普通株式 60株 A種類株式 20株	令和 2年 1月 1日変更 令和 5年11月 6日登記
資本金の額	金300万円	
	金800万円	令和 2年 1月 1日変更 令和 5年11月 6日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 200株 A種類株式 20株 <A種類株式の内容> (1) A種類株式配当金 ①当社は、各事業年度において剰余金の配当（以下、本項において単に「配当」という。）を行うときは、A種類株式を有する株主（以下、「A種類株主」という。）、A種類株式の登録株式質権者（以下、「A種類株式登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、各自が保有するA種類株式1株につき、A種類株式1株に係る発行価額に10%を乗じた金額（但し、A種類株式について、株式の分割、併合、無償割当又はこれに類する事由が行われた場合には、その比率に応じて、A種類株式の価値が希薄化しないように取締役の過半数決議をもって適切に調整される。）を支払う。 ②ある事業年度において、A種類株主又はA種類株式登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額がA種類株式配当金の額に達しない場合、そ	

の不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

③当会社がA種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対して、A種種類株式配当金を配当した後、同一の事業年度において普通株主、普通登録株式質権者に対して配当を行うときは、A種種類株主又はA種種類株式登録株式質権者に対しては、A種種類株式配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 普通株式と引換えにする取得請求権：普通株式への転換
A種種類株主は、当会社に対し、A種種類株式の発行日以降いつでも、下記に定める取得の条件で、普通株式の交付と引換えにA種種類株式の取得を請求することができる。

①当初取得価額

取得価額は、当初、1株につき、A種種類株式1株に係る発行価額とする。

②取得価額の調整

(a) A種種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 株式の分割により当会社普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び株式分割により当会社が保有する自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。調整後取得価額は、株式分割のための割当基準日の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(ii) 当会社普通株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当会社が保有する自己株式の数は含まないものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 調整前の取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を取得し得る株式を発行又は保有する当該株式を処分する場合、かかる株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該株式の1株あたりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、株式の交付の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合には同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式（当会社の普通株式を取得できる権利内容を有する株式を含む。）1株当たりの払込金額（普通株式1株を取得するために当該新株予約権の取得及び新株予約権の行使の際に負担すべき金額として会社が定める金額を意味する。以下「行使価額」という。）が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行の効力発生日に、また、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日に、当該新株予約権の行使価額をもって調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、新株予約権発行の効力発生日の翌日以降、また、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当会社はA種種類株主及びA種種類株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を取締役の過半数決議をもって適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、当会社の発行済の普通株式の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得請求権の行使可能期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該株式全てを当会社が取得し、引換えに普通株式を交付した場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したことにより取得価額の調整を必要とするとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

③取得価額の調整を行わない場合

本項第②号の定めに関わらず、A種種類株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意した場合は、取得価額の調整は行わないことができる。

④取得と引換えに交付すべき普通株式数

	<p>取得請求権の行使によりA種種類株式の取得と引換えに交付される普通株式数 A種種類株式1株の取得と引換えに交付される当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。但し、取得請求権の行使の結果交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行わない。</p> $\frac{\text{交付する当会社の普通株式の数}}{\text{当初取得価額}} = \frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整後取得価額}}$ <p>(3) 議決権 A種種類株主は、当会社の株主総会において、次の通り議決権を有する。 ①通常の株主総会（通常実施される定時株主総会及び臨時株主総会） 保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。 ②A種種類株主のみを構成員とする株主総会 保有するA種種類株式1株につき1個の議決権を有する。 令和 1年12月 8日変更 令和 5年11月 6日登記</p>																														
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主または株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。																														
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="438 571 1061 683">取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 571 1436 683">平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 683 1061 795">取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 683 1436 795">平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 795 1061 907">取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 795 1436 907">平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 907 1061 1019">取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 907 1436 1019">令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1019 1061 1131">取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1019 1436 1131">令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1131 1061 1243">取締役 木 村 毅</td> <td data-bbox="1061 1131 1436 1243">平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1243 1061 1355">取締役 木 村 毅</td> <td data-bbox="1061 1243 1436 1355">平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1355 1061 1467">取締役 木 村 毅</td> <td data-bbox="1061 1355 1436 1467">平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1467 1061 1579">取締役 木 村 毅</td> <td data-bbox="1061 1467 1436 1579">令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1579 1061 1691">取締役 木 村 毅</td> <td data-bbox="1061 1579 1436 1691">令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1691 1061 1803">東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1691 1436 1803">平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1803 1061 1915">東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1803 1436 1915">平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1915 1061 2027">東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 1915 1436 2027">平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2027 1061 2123">東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 2027 1436 2123">令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 2123 1061 2235">東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太</td> <td data-bbox="1061 2123 1436 2235">令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記</td> </tr> </table>	取締役 中山 東 太	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記	取締役 中山 東 太	平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 中山 東 太	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 中山 東 太	令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 中山 東 太	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 木 村 毅	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記	取締役 木 村 毅	平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 木 村 毅	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 木 村 毅	令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	取締役 木 村 毅	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記	東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記
取締役 中山 東 太	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記																														
取締役 中山 東 太	平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 中山 東 太	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 中山 東 太	令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 中山 東 太	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 木 村 毅	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記																														
取締役 木 村 毅	平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 木 村 毅	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 木 村 毅	令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
取締役 木 村 毅	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記																														
東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成28年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 2年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														
東京都文京区小石川三丁目2番6-403号 代表取締役 中山 東 太	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記																														

	監査役	武 石 満 廣	平成26年 3月31日就任 令和 1年10月28日登記
	監査役	武 石 満 廣	平成30年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記
	監査役	武 石 満 廣	令和 4年 3月31日重任 令和 5年11月 6日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		
登記記録に関する事項	設立		平成25年 2月15日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。